

令和6年度 安曇野市 店舗・住宅に関する助成制度等のご案内

安曇野暮らしのための支援制度をご活用ください！！

自然環境に配慮した暮らし、市民のみなさんの安全・安心な暮らしの支援のため、住宅関連のさまざまな補助制度を実施しています。



空家・空き店舗を活用したい方を支援！

安曇野市へ移住したい / 空家を買いたい・借りたい

- ☞ 移住等空家改修利活用促進事業補助金
- ☞ 空き家バンク活用促進支援事業補助金（移住者支援補助）

安曇野市にある空家を片付けたい・解体したい

- ☞ 空家等整備流通促進事業補助金（①片付け清掃補助 / ②空家解体補助）
- ☞ 空き家バンク活用促進支援事業補助金（空き家バンク登録補助）

安曇野市にある空き店舗を活用したい

- ☞ 空き店舗等改修支援事業補助金

環境や家計に優しい生活を支援！

自然・生活環境を保全したい

- ☞ 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金
- ☞ 合併処理浄化槽設置事業補助金

資源を循環させ、家計の節約にもつなげたい

- ☞ 住宅用雨水貯留施設設置補助金
- ☞ 生ごみ処理機器等購入費補助金

安全・安心な暮らしを支援！

居住環境を改善し、日常生活の利便性を向上したい

- ☞ 居宅介護（介護予防）住宅改修費（給付）
- ☞ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業
- ☞ 身体障害者住宅等整備事業

地震災害に備えたい

- ☞ 住宅耐震改修促進事業

敷地内の緑を増やしたい

- ☞ 緑化推進記念樹等交付
- ☞ 生垣設置等補助金（+ブロック塀撤去補助金）



助成制度には、それぞれ条件があります。
詳細は、次のページをご覧ください →

助成制度のご案内

申請の際には、必ず補助金交付要綱をご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
移住等空家改修利活用促進事業補助金 詳細はこちら 	◆ようこそ。安曇野へ補助 移住者で、安曇野市空き家バンクから物件を購入し、物件をこれから改修してそこに10年以上居住する方	空家の改修工事費用	改修工事費用の3分の2 (千円未満切り捨て: 上限80万円)	
	◆活かそう。地域資源補助 持ち家のない市内在住者で、安曇野市空き家バンクから物件を購入し、物件をこれから改修してそこに3年以上居住する方	空家の改修工事費用	改修工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限30万円)	
	◆おかえり。安曇野へ補助 移住者で、3親等以内の親族から空家を購入・受贈・賃貸・使用貸借し、空家をこれから改修してそこに3年以上居住する方	空家の改修工事費用	改修工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限50万円)	
	◆長期体験。安曇野暮らし補助 移住者で、安曇野市空き家バンクから物件を定期賃貸借し、物件をこれから改修してそこに1年居住する方	空家の改修工事費用 ※DIY工事費含む	改修工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限40万円)	
空家整備流通促進事業補助金 	◆片付け清掃補助 市内の空家の建物の所有者で、建物をこれから清掃・整理し、空き家バンクで空家を売却・賃貸する予定の方	空家の荷物の片付け、庭木の伐採、ハウスクリーニング等の費用	片付け等費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限30～10万円) ※空家の所在地によって上限が変わります。詳細は問合せください。	① 移住定住推進課 空家活用係
	◆空家解体補助 市内の空家の建物または敷地の所有者で、空家をこれから解体し、不動産業者を通じて敷地を住宅用地として第三者へ売却予定の方	空家の解体・残置物処分・更地の整地費用	解体工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限70～30万円) ※空家の所在地によって上限が変わります。詳細は問合せください。	
空き家バンク活用促進支援事業補助金 	◆空き家バンク登録者支援補助 市内の空家所有者で、空家をこれから登記・測量し、空き家バンクで空家を売却・賃貸する予定の方	空家の不動産/相続登記委託料・登記手数料・測量委託費用	登記・測量費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限20万円)	
	◆移住者支援補助 移住者で、安曇野市空き家バンクから物件を購入または賃貸し、これから不動産事業者へ仲介手数料の支払いまたは引越しをして、そこに3年居住する方	空家の仲介手数料・空家への引越し費用	仲介手数料・引越費用の3分の1 (千円未満切り捨て: 上限10万円)	
空き店舗等改修支援事業補助金 	市内に店舗を有していない者又は市内に有する店舗を引き続き使用する者であって、新たに空き店舗等を所有または賃借し事業に活用する者	事業開始のために、空き店舗等の改修工事及び附帯設備の設置に要する経費(消費税、設計監理委託料及び備品購入費を除く)	対象経費の2分の1 (上限80万円)	② 商工労政課 商工労政担当

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
住宅用地球温暖化対策設備設置補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するための住宅※¹に対象設備を設置する方 ・交付の申請と同一年度内に、対象設備の設置を完了することができる方 ・実績報告書の提出時に、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票に記録されている方 	太陽光発電システム設置費用	上限7万5千円	③ ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係
		定置型蓄電システム設置費用	上限7万5千円	
		電気自動車等充電設備(V2H)設置費用	上限7万5千円	
		太陽熱利用システム設置費用	上限5万円	
合併処理浄化槽設置事業補助金 	補助対象区域において <ul style="list-style-type: none"> ・住宅※²に合併処理浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽が新たに設置された住宅※²を購入する方 ※既設合併処理浄化槽を更新する場合は除く	合併処理浄化槽の設置費用	地域・規模(処理対象人員)に応じて設置費用の一部を定額補助	④ 環境課 環境保全係
住宅用雨水貯留施設設置補助金 	自らが居住するための住宅に雨水貯留施設を設置する方 ※補助対象は1住宅1基まで	雨水貯留施設の設置に要する費用	対象経費の2分の1以内 <ul style="list-style-type: none"> ・100ℓ以上500ℓ未満の場合(上限2万5千円) ・500ℓ以上、または合併浄化槽等から転用する場合(上限5万円) 	⑤ 環境課 環境政策担当
生ごみ処理機器等購入費補助金 	生ごみを減量化する目的のため購入する方(事業所、店舗を含む)	生ごみ処理機購入費(1世帯または1事業所あたり1基)※ ³	購入費の2分の1(上限3万円)	⑥ 環境課 資源循環推進担当
		生ごみ処理容器購入費(1世帯または1事業所あたり2基まで)※ ³	購入費の3分の2(1基につき上限3千円)	
		草木を減量化する目的のため粉碎機を購入する方(事業所、店舗を含む)	草木粉碎機購入費(1世帯または1事業所あたり1基)※ ³	

※1 住宅に、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものも含まれます。

※2 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限りです。

※3 補助金を受けてから5年以上経過し、当該装置が使用不能になった場合は、買換えに係る経費も対象となります。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
居宅介護(介護予防)住宅改修費(給付) 	要介護、要支援の認定を受けている方で、住宅改修が必要な方	段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなど介護保険の給付対象となる住宅改修費	支払限度基準額(20万円)の原則10分の9(上限18万円の支給) ^{※4}	⑦ 高齢者介護課 介護保険担当
高齢者にやさしい住宅改良促進事業 <small>同上</small>	65歳以上の要介護、要支援の認定を受けている方で、住宅改修が必要な方。かつ、前年の同居する家族全員の住民税(市民税・県民税)の所得割が非課税の方	段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどの工事の経費で改良により利便が図られるもの ^{※5}	対象工事費用の10分の9(上限63万円)	⑧ 高齢者介護課 長寿福祉係
身体障害者住宅等整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の身体障害者または65歳未満の障害者と生計を一にする方^{※6} ・前年の所得税額の合計が世帯全体で8万円以下 	身体障害者の日常生活の利便性を目的とした住宅等の整備に関する工事費用 ※改修着工済後は対象外	対象工事費用の10分の9(上限63万円) ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、63万円から当該交付額を減じた額	⑨ 障がい者支援課 障がい福祉担当
住宅耐震改修促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有している方 ・所得制限が制限金額以下の方(給与所得のみの場合、収入金額1,442万円以下) ・その他の要件あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断費用 ・耐震設計費用 ・耐震改修費用 	対象建築物が住宅の場合 【耐震診断】 <ul style="list-style-type: none"> ・木造在来工法 無料(市が実施) ・木造在来工法以外 3分の2(上限8万9千円) 【木造在来工法以外の耐震設計】 3分の2(上限20万円) 【耐震改修工事】 5分の4(上限100万円) 【除却工事】 2分の1(上限83万8千円)	⑩ 建築住宅課 住宅係
緑化推進記念樹等交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住宅を新築または購入した方 ・申請期間は引渡しから1年以内 	苗木、用土	記念樹2本(1本につき4,000円まで)	
生垣設置等補助金 	市内の土地に生垣を設置したい方	生垣設置に必要な費用(苗木、土、肥料、支柱に係る費用及び造園業者等への委託費用)	対象経費の2分の1以内(上限5万円)	⑪ 建築住宅課 建築景観係
ブロック塀撤去補助金 <small>同上</small>	上記の生垣設置補助を受ける方で、同時にブロック塀を撤去したい方	ブロック塀の撤去費用(解体、運搬、処分費及び請負費用)	対象経費の2分の1以内(上限15万円)	

※4 介護保険制度における給付のため、利用者の負担割合により給付額が異なります。

※5 介護保険の住宅改修費の支給が優先されます。(併用可)

※6 障害の程度が4～6級の場合は、単身か、常時介護を受けることができない方に限ります。

申請・問合せ先

安曇野市役所
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
電話番号 0263-71-2000（代表）



課名	窓口	電話番号 FAX番号	電子メール
① 移住定住推進課 空家活用係	3階 1番窓口	Tel:0263-71-2011 Fax:0263-72-1340	akiya @city.azumino.nagano.jp
② 商工労政課 商工労政担当	3階 3番窓口	Tel:0263-71-2042 Fax:0263-72-1340	shokorosei @city.azumino.nagano.jp
③ ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係	2階 6番窓口	Tel:0263-71-2085 Fax:0263-72-3176	zerocarbon@city.azumino.nagano.jp
④ 環境課 環境保全係	2階 5番窓口	Tel:0263-71-2491 Fax:0263-72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑤ 環境課 環境政策担当	2階 5番窓口	Tel:0263-71-2492 Fax:0263-72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑥ 環境課 資源循環推進担当	2階 5番窓口	Tel:0263-71-2490 Fax:0263-72-3176	haikibutsutaisaku @city.azumino.nagano.jp
⑦ 高齢者介護課 介護保険担当	1階 12番窓口	Tel:0263-71-2472 Fax:0263-71-2328	kaigohoken @city.azumino.nagano.jp
⑧ 高齢者介護課 長寿福祉係	1階 12番窓口	Tel:0263-71-2254 Fax:0263-71-2328	kaigohoken @city.azumino.nagano.jp
⑨ 障がい者支援課 障がい福祉担当	1階 13番窓口	Tel:0263-71-2251 Fax:0263-71-2328	sha-shougai @city.azumino.nagano.jp
⑩ 建築住宅課 住宅係	2階 15番窓口	Tel:0263-71-2245 Fax:0263-72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp
⑪ 建築住宅課 建築景観係	2階 15番窓口	Tel:0263-71-2242 Fax:0263-72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp

発行：安曇野市役所
市民生活部 移住定住推進課
TEL：0263-71-2081 FAX:72-1340